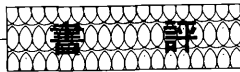


Title	佐々波楊子・中北徹編著 WTOで何が変わったか：新国際通商ルールとは
Sub Title	
Author	高瀬, 保
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1998
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.91, No.2 (1998. 7) ,p.368(200)- 372(204)
JaLC DOI	10.14991/001.19980701-0200
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19980701-0200

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



佐々波楊子・中北 徹 編著

『WTO で何が変わったか
——新国際通商ルールとは——』

日本評論社，1997年，182頁

「関税と貿易に関する一般協定（GATT）」は物品の貿易に関する条約であるが、国際機関の名前としても使われていた。本書はGATTを引き継いで1995年に国際機関として公式に設立された「世界貿易機関（WTO）」の新しい通商ルールと活動を、企業への影響を念頭に置きながら紹介した好著である。

WTOはガット主催のウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉（1986－93年）の結果設立され、物品の貿易に関する既存のGATTに加え、新しく締結された「サービス貿易一般協定（GATS）」および「貿易関連知的所有権協定（TRIPS）」の三つの主要協定を管轄下に置いた。この三大協定以外にも多くの下部協定やルールが作成され、WTOの管轄と影響力が著しく拡大している。今や日本が直面する国際貿易・経済問題を理解するためには、WTOを知ることが不可欠になってきた。WTOに関する最新の優れた研究書として本書を推奨したい。

本書は9名のWTO研究者によって執筆された。数少ないGATTの先覚的研究者の一人である佐々波教授をはじめとする学者陣が多いが、外務省やジュネーブなどで実際の交渉を経験した方々も数人入っている。WTOの理解を深め広めて、日本が国際経済交渉を不利なく進めるためには、多様な官・民・学間協力が不可欠である。このような協力がWTO問題理解の水準を相互刺激によって向上させよう。

ウルグアイ・ラウンド交渉妥結直前の93年末に、

「ガットとウルグアイ・ラウンド」と題する本が東洋経済新報社から発刊された（増補版は95年春発刊）。評者を含む在ジュネーブ国際機関（GATTおよびWIPO）の日本人職員4人が企画・執筆し、評者の退官帰国後発刊にこぎつけた。発刊の目的は、当事コメの交渉との関係で日本で曲解されがちであったGATTとウルグアイ・ラウンド交渉について、その基本知識と日本を取り巻く世界情勢を日本に伝えることにあった。

本書はそれから4年後の97年末に発刊された。その間WTOが発足し、その役割と活動が次第に姿を明らかにしてきた。特に、紛争解決機構が多くの紛争案件を処理し、その有効性を証明した。サービス貿易の分野で積み残した金融と基本電気通信についての交渉がWTOの下で続けられ妥結した。また、WTOは投資、環境、競争政策の分野において将来どのような役割を果たすべきかの検討を続けている。本書はこのような最近の動きを広範囲にカバーしている。

佐々波楊子教授は、「第1章 総論：GATTからWTOへ」において、80年代からの世界貿易の拡大と構造変化を概観し、企業活動のグローバル化がWTOルールにどのように取り入れられ、今後のWTOの政策課題とどのようにかわるかについて考察した。

「多国籍企業の海外子会社との間の貿易が世界貿易の3分の2を占める時代になったのは、部品の企業内取引と現地生産によって最適な生産と販売のネットワークを構築する多国籍企業の戦略によるものである。」「生産と消費が同時に行われるサービス分野では、海外の販売子会社や金融子会社によって現地の消費者と密接な関係を保つことが販売の促進に極めて重要である。」以上の筆者の指摘は、WTOによるサービス貿易の自由化、金融ビッグバンの進行、金融界の不良資産処理や倒産、外資の進出のような最近の日本での出来事と重ねあわせても興味深い。

「サービス貿易一般協定（GATS）は、企業形態、

外資規制、労働移動と言った各国の国内政策の分野に一步踏み込んだ規定を盛り込んでいる。」「商業拠点の移動（直接投資）によるサービス取引への対価は、企業のもつ経営資源への要素所得を含む。」「知的所有権に関する協定は、知的資産という生産要素ストック（人的資本資産）をいかに保護し、新技術開発へのインセンティブを確保する一方で、その移転をどのように図るのかという難しい課題についてのルールである。」

以上の佐々波教授の指摘は、「世界貿易機関」が既に貿易機関としての枠をこえて国内経済の領域にある程度踏み込んでいることを示している。GATSは第6条において国内規制に関する基本的な考え方を示し、一定のルールを定めている。すなわち第1項では、特定の約束をした分野においては、国内規制を合理的、客観的かつ公平な態様で（えこひいきなく）実施すべき旨規定している。

知的所有権協定は、各知的所有権について定められたミニマム・スタンダードをWTO加盟国が遵守することを要求している。この協定は不正商品を買戻しから締め出すことを当初意図していたが、その実現のためには国内制度の調和と国内執行手続きが必要であるという意見が受け入れられ、この協定の範囲が拡大されたのであった。

貿易機関であるWTOがこれまで国内政策であるとされてきた分野にルールを拡張すると、国家主権の侵害であるとの批判を常に受ける。こういった批判は、加盟国の議会や経済の相互依存の程度が低い開発途上国から強く出されてきた。それでも批判された協定がWTO加盟国で受諾されるに至ったのは、お互いに手を縛る（すなわち、自国の主権を事実上制限する）ことがWTO加盟国相互の利益あるいは世界益になることが理解されたためであろう。経済のグローバリゼーションが進行し、国家間の経済相互依存が増大していく中で、これからも問題解決の必要上WTOのルールが国内の経済政策問題に及んでいこう。

— 浦田秀次郎教授は「第3章 直接投資からみ

たWTO」において、直接投資急増の状況と理由を分析し、「直接投資の制限措置と優遇措置は資源配分において非効率を発生させる……などの認識から、現在では世界的に直接投資に関する制限および優遇措置の自由化へ向けての動きが活発化している。」と指摘し、WTOのTRIM協定とその後の国際ルール制定の動きを紹介している。

佐々波教授も総論において次のように述べた。「東アジア諸国が積極的に直接投資を受け入れるのは、新生産技術や経営ノウハウの利用や輸出市場へのアクセスに多国籍企業を利用できるからである。社会インフラの不足が外国直接投資のボトルネックになっていることが多いが、社会資本の整備に多国籍企業を利用しようとする動きがある。したがって、これまで公共独占されてきた電気通信やエネルギーの民営化や外資規制の軽減・撤廃の進展が多国籍企業を利用した民活型の成長戦略の鍵を握る。」

現在OECDがMAIと略称される国際投資協定を作成中で、これが締結されるとOECD加盟国以外にも開放されることになっている。この協定が投資受入国の立場をどの程度反映するかによるが、この協定に非OECD加盟国が加入する可能性は薄いとみられる。もしそうなれば、次のステップとしてWTOは、先進国と途上国の両者の立場と必要を衡平に反映した投資協定を作成する仕事を請け負う可能性がある。その目的は、世界経済発展のために投資の流れをスムーズにし、投資摩擦を有効に処理することを含むであろう。

— 第2章において山本吉宣教授は、国際レ짐論という切り口でGATT/WTOの制度を分析した。「グローバリゼーションの昂進に由来する国家の自立性の喪失、失業問題、格差の拡大などの問題などは、直接にWTOの成立とは関係ないとしても、将来WTOで大きな問題になる可能性が存在する。」という筆者の指摘に評者は賛同する。21世紀におけるWTOの役割と課題は、一体化で競争が激化しつつある世界経済にあって如何に強者の行過ぎを抑制し、弱者への副作

用を緩和するかということにある、と評者はみている。

一つは、産業の世界的規模の独占化や寡占化、市場分割などの強者の行過ぎの問題である。これは当面各国競争当局間の協力体制の構築によって解決すべきであろうが、将来は競争法の分野において国際協定を作成することが必要とされよう。

もう一つは、経済一体化の外に置かれた後発途上国について何ができるかという問題を含んでおり、既にシンガポール関係会議での決定を受けWTOがこの問題を取り上げている。バングラデッシュ、カンボジャ、ミャンマル、ラオスなどのアジアの後発途上国については、日本が果たすべき役割が大きい。如何にODAをそのために活用できるかの検討が必要とされよう。

また、将来のWTOでの交渉においては、国別あるいは国の産業別の発展格差をどのように配慮すべきかという複雑な問題を交渉分野毎に検討する必要が出てこよう。

— 第4章において、平木俊一教授はまずサービス貿易取引全般を概観した上で、エンジニアリング・サービスと建設サービスについてGATSのルールに照らして具体的に貿易の現状と問題点を提示した。例えば、単純労働力移動（自然人の移動）という今後の争点が先進国の雇用政策と直接つながっていると指摘したが、この問題は将来の国のあり方、国際関係のあり方を考えた深い研究を必要としている。

GATS第13条は、政府調達については最恵国待遇、市場アクセスおよび内国民待遇を適用しないこと、サービスの政府調達に関する多角的交渉を協定発効後2年以内に行うべき旨規定している。サービス貿易を含む新政府調達協定には途上国がほとんど加盟していない。したがって筆者が指摘するように、途上国の政府調達市場はWTO協定上閉鎖されている。しかし、その間企業努力により地元企業をよきパートナーとして補完関係をうまく強化しながら政府調達市場に実質的に参入することが望ましいし、日本と欧米の企業は実際

そうしている旨教授は調査結果に基づいて指摘した。上述の協定上の空白を埋めることは早急には困難であると予想され、当分は上記のような現実的対応に依存するしかない。

— 第5章基本電気通信サービスは、95年4月に開始され97年2月に妥結したこの分野での交渉を実際に担当した外務省の宮家邦彦氏によって執筆された貴重な交渉記録である。この交渉の結果は、GATSの第4議定書に収録され、72のWTOメンバー（そのうちEUが15）の受諾を経て98年2月5日に発効した。

本章は、特にこの分野に関心を持つ者のみならず、サービス交渉のあり方一般に関心を持つ者に読まれるべきであると考ええる。急速な技術革新とそれに伴う急速な市場の変化を背景に行われたこの交渉は、技術的・戦略的に難しいものであったに違いない。しかし、日本が目的意識を明確にもって交渉に当たり、「守る」よりも「攻める」交渉を気持ちよく展開できたとの筆者の言葉を私は大変喜ばしい気持ちで受け取ることができた。過去の日本の交渉をみると、専守防衛一方であることが多かったからである。

本章は、まず電気通信サービス市場の変遷について概観し、主要な争点と技術的問題について簡潔に説明し、交渉の経緯と内容を解説した。特に注目したいことは「参照ペーパー」と言われたものを作成し、それが交渉内容を充実・調和させる役割を果たしたことである。参照ペーパーを筆者は次のように説明している。「各国の規制の枠組みが実質的な市場参入の障壁とならないよう各国が守るべき規則を一般的に規定したものであり、具体的には、反競争的行為の防止、相互接続、免許の基準の公の利用可能性、独立の規制機関等について規定している。ただし、この文書は各国が自由化約束を行う際に参照するためのものであって、それ自体は法的拘束力を持たない。」

サービス貿易交渉が困難な一つの理由は、関税引下げと違って、種々の自由化措置の範囲と内容・程度を明らかにし、評価することが困難であ

るためである。この困難を克服する手段として、交渉の目安を示す「参照ペーパー」が交渉を促進する役割を果たしたであろうことは容易に推察できる。この優れたアイデアは今後種々の交渉分野で使われよう。

— 金融は基本電気通信と共にサービス分野の基幹産業であり、近年における技術革新の影響を受けて大きく変わりつつある。金融がWTO設立後も交渉を継続すべき分野の一つとして選ばれたのはそのためであろう。

第6章において中北教授は、複雑で分かり難い金融サービスに関連する協定について、基本的な考え方と構造などを分かり易く解説している。これまで「金融マフィア」と呼ばれる専門家が閉鎖的なフォーラムを作り上げて金融に関する限り他の介入を許さなかったが、WTOにおける金融交渉は金融行政を「世俗化」するプロセスであった、と述べているのは興味深い。中北教授は、結びの言葉として次のように述べた。「金融サービスに係わる諸協定はオープンな金融制度への移行を促し、日本を始め各国の金融システムの整合性を高める外からの推進役として機能することが期待される。」

この分野に関心を持つ読者は、本章に加えて、97年4月に再開され同年12月に妥結した金融交渉（99年3月までに発効見込み）に関する「貿易と関税」98年4月号掲載のWTO事務局担当官河野正道氏の記事が参考になろう。

— 第7章において木村福成助教授は、競争政策と国際経済政策との関係がどのように変化してきたかにつき、現段階までのレビューを行い、今後の推移の展望を試みている。特に、競争政策と貿易政策の接点につき、OECDのこの問題に関する84年レポートに基づき解説している。次に、競争政策の国際間調整の現状をレビューし、OECDの「競争政策のコンバージェンスについての中間報告（94年）」についてコメントしている。結論として、次を含む3つの理由を挙げて競争政策のコンバージェンスは困難であるとしている。

「競争政策では、政府の介入なしでは市場の失敗が起きてしまうので、それを相殺するために政府はむしろ積極的に市場に介入する。したがって競争政策の場合、どのような市場の失敗が起きているか考えることによって最適な政策は変わってくる。……」

競争政策とWTOに関し筆者が次のように述べているのが興味深い。「途上国国内の競争条件は先進国企業が進出を検討する上での重要な判断材料の一つであり、途上国としても先進国が主張する競争政策の整備に一応の協力を示す必要がある。途上国としては、先進国企業による国内市場支配に対する対抗策として競争政策を用いることもできる。」

本章は「WTOと競争政策」にも触れている。この点に関してはWTOの1997年年次報告に掲載されたWTO事務局による研究も参考になろう。

— 第8章において小寺彰教授は、WTOの紛争解決手続とは何か、またどのような特徴をもつ紛争処理手続なのかを鋭い眼で分析し、解説した。

筆者は次のような指摘をしたが、これを含めて評者は筆者の解説と意見の大部分に賛成である。ただし、筆者が説得力があるとして紹介した考え方の中には、評者が首肯し難いものもある。「GATT/WTOによって国際的な通商規律が作られた。WTO紛争解決手続は、その国際通商規律を維持していくことを第一の主眼に置く、国際コントロール手続といえる。」「WTO紛争解決手続の強化は、WTO体制の強化をもたらした。」「WTO/GATT紛争解決手続の成功によって他の経済条約体制でも、紛争解決手続が最近重要視されてきている。……国際経済条約体制の安定化をもたらす紛争解決手続の先駆けをWTO紛争解決手続は果たしてきている。」

— 「第9章：貿易と環境の政治経済学」において、渡邊頼純教授は貿易自由化と環境保全の両立を図ろうとするWTOの活動に関し、これまでの議論を紹介し、今後WTOにおいて貿易と環

境の問題がどのように取り扱われていくかを展望した。

筆者は前述の「ガットとウルグアイ・ラウンド」の共著者であり、同書でもこの課題を担当した。本章は、環境に関連する紛争解決事例と欧米における最近の動向に言及しながら、その後の状況変化と議論の進展についても端的にまとめている。

高 瀬 保
(東海大学教授)